

日本学術会議法案に対する会長談話

1 総論

政府は、本年3月7日、現行の日本学術会議を廃止し、同じ名称ながら実態は全く異なる特殊法人「日本学術会議」を新設する日本学術会議法案（以下「法案」という）を閣議決定し、衆議院に提出した。

しかしながら、この法案が成立すると、現行の日本学術会議が持つ時の権力からの独立性・自主性が損なわれ、ひいては政府に都合のよい学術研究団体に変質し、軍事研究にも道を開く可能性さえ否定できないから、法案は廃案とすべきである。

2 法案の問題点

（1）運営及び活動への介入

法案では、現行法3条が定める「職務を独立して行う」旨の規定が無いばかりか、次のとおり、政府等が日本学術会議の運営及び活動に介入しうる仕組みを幾つも導入する。

- ① 会員以外の者から内閣総理大臣が任命する「監事」を置き、会議の業務を監査させる（法案19条、23条）。
- ② 会員以外の者で構成される「運営助言委員会」が、会議の活動計画、予算、組織の管理・運営などについて意見を述べる（法案27法、36条）。
- ③ 内閣府に内閣総理大臣によって任命された者で構成される「日本学術会議評価委員会」が、会議の自己点検評価の方法及び結果について調査審議し意見を述べ、中期的な活動計画について意見を述べる（法案42条3項、51条）。
- ④ 内閣総理大臣は、必要があれば、会議の業務・資産・債務状況に関し報告させ、又は職員に立ち入り検査をさせることができる（法案49条）。

こうした仕組みにより学術会議の独立性・自律性は大きく損なわれてしまう。

（2）会員の選考への介入

現行法は、会員の選任について、すぐれた研究又は業績がある科学者のうちから日本学術会議が会員候補者を選考して内閣総理大臣に推薦し（17条）、その推薦に基づき内閣総理大臣が任命すると定める（7条）。内閣総理大臣の任命は形式的なものと解されており、会員選考は日本学術会議が自律的に行うものとされる¹。

これに対し、法案では、会員候補者の選定は、会員からなる「会員候補者選定委員

¹ 2020年に菅内閣総理大臣（当時）が6名の会員候補者を任命拒否したことは強く批判されているが、政府は未だに任命拒否を撤回しないばかりか任命拒否の理由も明らかにせず、現在も日本学術会議法所定の会員数に6名欠けた違法な状態が続いている。

会」が行うものの（法案29条1項）⑤ 選定には、「経済団体その他の民間の団体等の多様な関係者から推薦を求める」などの措置を講じなければならない（法案30条2項）、「行政、産業界等との連携による活動」等の実績ある科学者が含まれるよう配慮しなければならない（法案30条4項3号）。

また、⑥ 会員以外の者からなる「選定助言委員会」を置き、同委員会は、会員の選定方針について意見を述べるほか、会員候補者の選定に関しても会員候補者選定委員会の諮問に応じて意見を述べる（法案26条、31条）。

こうした仕組みにより、会員選考における会議の自主性は大きく損なわれてしまう。

（3）財政上の制約

現行法は、「日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする」と定めるが（1条3項）、法案では、⑦ 政府が「必要と認める金額を補助することができる」（法案48条1項）に後退し、ナショナル・アカデミーに相応しい財政的基盤が失われている。

また、⑧ 国の補助金は「法令の規定、中長期的な活動方針及び年度計画に従って適切かつ効率的に使用するよう努めなければならない」（法案48条2項）とされ、真理探究より効率性が優先されかねない。

（4）民事責任や罰則による縛り

法案では、⑨ 役員・会員がそれぞれの任務を怠ったときは会議に対し損害賠償責任を負い、その責任は内閣総理大臣の承認がなければ免除されない（法案33条）。

⑩ 会議の役員・会員・職員には秘密保持義務が課され、違反者は1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられる（法案34条、55条）。

⑪ 会議の業務は法案37条に列挙され、これ以外の業務を行ったときは、その違反行為をした役員・会員・職員に20万円以下の過料に処せられる（法案57条5号）。

こうした民事責任及び刑事罰・行政罰を科すことにより、会議の活動が委縮するおそれがある。

（5）人事における問題

法案では、会員予定者候補者を選考する「候補者選考委員会」（法案附則6条2項）の「候補者選考委員」の任命にあたり、内閣総理大臣が指定する者と協議しなければならない（法案附則6条5項）、「候補者選考委員会」は会員予定者候補者の選考にあたり「経済団体その他の民間の団体等の多様な関係者から推薦を求める」などの措置を講じなければならない（法案附則7条3項）、「行政、産業界等との連携による活動」等の実績ある科学者が含まれるよう配慮しなければならない（法案附則7条4項3号）といった規定が置かれるが、こうした仕組みにより新会員予定者の選考における自主性が著しく損なわれてしまう。

また、会議発足時には、上記125人の会員予定者に加え、発足時に任期を残す現会員105人を会議の会員（承継会員、法案附則11条）とし、併せて230人の新会員

でスタートさせる（法案附則23条）が、承継会員は3年後に再任されることはないため（法案附則11条）、会議発足3年後には、現行の日本学術会議の会員はいなくなり、人的連続性が絶たれてしまう。

3 日本学術会議を変質させることの危険性

以上のように、法案は、日本学術会議の独立性・自律性を否定し、政府の監督の下で政府の事業を担う特殊法人に変質させるものである。

その場合、政府の進める安全保障政策、原子力エネルギー政策、感染症対策など日本社会や国民生活に重大な影響を及ぼす政策に対し、科学的見地に立って危険性や問題点を指摘したり、あるべき方策を提言したりすることが極めて困難になり、日本の学問研究が真実の探求を旨とする本来の姿を失ってしまう。これは日本国憲法23条が保障する学問の自由の喪失を意味し、これにより国家権力に利用され、かつて犯した過ちである軍事研究²への道を再び歩むことにもつながりかねない。

そのため、当会はこの日本学術会議法案に反対する。

2025（令和7）年5月8日

千葉県弁護士会会長 金城 未来彦

² 日本学術会議は、2017年3月24日「軍事的安全保障研究に関する声明」において1950年及び1967年の軍事目的の科学研究を行わない声明の考えを継承することを明らかにしている。